

## ～ 特集 ～

### 財団法人国際民商事法センター

法務総合研究所国際協力部

法務省法務総合研究所国際協力部が行うほとんどの研修及び研究活動は、財団法人国際民商事法センターに御協力いただき、実施しております。

日ごろから協力していただいている国際民商事法センターですが、過去の ICD NEWS を見てもみすと第 20 号（2005 年 3 月発刊）で一度、特集を掲載させていただいただけでした。

そこで、共に研修業務を行っている国際民商事法センターの活動内容を皆様に紹介させていただきたく、以下の 4 名の方に執筆をお願いしました。

財団法人国際民商事法センターの設立当時の様子や当部との関わり等を読みやすく書いていただいておりますので、是非お読みください。

1. 本 江 威 憲 元法務省法務総合研究所総務企画部長
2. 金 子 浩 之 前財団法人国際民商事法センター事務局長
3. 原 田 明 夫 現財団法人国際民商事法センター理事長
4. 山 下 輝 年 元法務省法務総合研究所国際協力部教官  
(現水戸地方検察庁 次席検事)

## 財団法人国際民商事法センター創立のころの思い出

公証人（元検事）

本 江 威 憲

財団法人国際民商事法センターの草創期の状況を語れという要請を受けました。私が当時法務省法務総合研究所総務企画部長として、このセンターの設立に関与したからだと思い、その設立経緯を記しておくことも意義のあることと考えて筆を取りました。記憶に基づいて、そして多少は自分の手帳や日記などで確認しながら書くことにします。

アジアの発展途上国の民法・民事訴訟法など民事法の法整備を日本国が本格的に支援することになったのは、私が平成7年（1995年）4月に法総研総務企画部長に就任した直後のことでした。総務企画部長は新しいポストでしたが、国際民商事法センターを設立するために作ったのではなく、私とその前年度に法総研の研修第一部長だったときに、法総研には所長に次ぐ次長格のポストが必要だということで立ち上げたものでした。まさか私が就任するとは思っていませんでした。就任して間もなくのころ、当時の法務省の原田明夫官房長（後の検事総長、現財団法人国際民商事法センター理事長）から呼出しを受け、お部屋に伺うと、早速切り出されたのは、日本がアジアの発展途上国に民法の制定を支援する機関を創りたいのだが、法総研で引き受けてくれないだろうか、ということでした。当時はベトナムなど社会主義諸国が、次々に以前の社会主義下の計画経済から自由主義経済を取り入れているときで、それらのアジアの国々が、日本に対して、民法を教えてほしいと要請してきているとのことでした。しかし、法務省はどこのポストも多忙で人手が足りないということで正面から引き受けてくれず、年に1週間程度、民事局の検事がベトナムやモンゴルに出張して民事法の講義をするという程度で済ませているとのことでした。私が原田官房長にさらに尋ねると、大阪高地検の建物が老朽化して、大阪市内の中之島地区に新たに建設したいのだが、その地域は国際地区に指定されていて、国際機関以外は建設できないというので、大阪高地検の建物を建てるのなら、それとともに、その建物に国際機関を設けなければならない、ということでした。原田さんは、以前からアジア諸国の民事法の法整備支援を日本が行うことの必要性を感じておられたのだと思います。そして、大阪の上記の要請が生じたときに、この二つを合体する構想を打ち立てられて、法総研に持ちかけてこられたのだと思います。私は、大阪高地検の庁舎を建てるために、国際的な活動をする拠点を作るというのは変な感じがして、何となく不純なものを感じましたが、それよりも自由主義経済を取り入れて民事法制定の必要性を感じているアジア諸国の法整備に日本が貢献するという自体に、

心が湧き上がるような魅力を感じました。瞬間的にボアソナードが頭に浮かびました。明治の文明開化の黎明期（れいめいき）に、フランスのパリ大学のボアソナード教授がわざわざ日本にやってきて、近代的な法律の基礎である民法，刑法，そしてそれぞれの訴訟法などを教授してくれ、先進国フランスの法律を継受することによって日本の近代法の基礎を築くことが出来たことを、私たちは知っています。そして、以来100年が過ぎても、私たち日本人は、そのボアソナードに対し、深甚なる敬意と謝意の気持ちを持っています。私は、若いときにフランスに2年間留学する機会を与えられましたが、カルティエ・ラタンのパンテオン前にあるパリ大学Ⅱの校舎の廊下にはボアソナード教授の胸像がありました。フランス人に聞いてもほとんど知っている人がいないことから、この胸像は後に日本人が寄贈したものではないかと勝手に想像していますが、それでもその胸像の前に立つといつも感謝の気持ちが沸々と湧き上がってくるのでした。一国の法整備に貢献するということは、その国にとっても貢献する側にとっても、極めて有意義なことです。そういうわけで、私は一も二もなくその提案を引き受けて帰ってきました。法総研の総務企画部がこれを担当することにしたのです。

しかし、実際に発展途上国に対する法整備支援事業を立ち上げることは、そのための組織を創設するには、いろいろ困難を伴います。まずは人と金です。人とは、相手国の法律家（立法担当者）を日本に迎えたとして、教授陣をどのように構成するかということです。検察庁にいる検事連中は、ことが民事法ということになると教壇に立つことを嫌うでしょう。法務省民事局には裁判官出身の民事法専門の検事たちがたくさんいますが、忙しくてとても教壇に立ってくれそうもありません。それで、仕方なく、現職の民事の裁判官で英語で講義ができる人と、全国の大学の民事法の教授でこの企画に協力してくれる人を結集しようということになりました。私は、直ちに最高裁人事局長に会って要請しました。当時は、今最高裁判事であられる堀籠幸男さんが人事局長で、この方は法務省の構想にいたく賛同され、直ちに民事の裁判官を講義に差し向けると言ってくれました。私が、実はまだ予算などなく、その講義に対する報酬が全く払えないのだと申し上げても意に介さず、この構想を進めるよう御支援を頂きました。相当抵抗があるかと思っていた私は、拍子抜けするありさまで、本当に感謝しています。大学の先生方を動員することについては、私と当時総務企画部副部長であった幕田英雄さんと法総研各部の教官で、全国のほとんどの有名大学をひとつひとつ訪問し、民法，民訴法，商法の教授の方々に会って直接要請しました。驚いたことに、無報酬だと分かっているにもかかわらず、法務省が乗り出すことなら全面的に協力すると次々に手を挙げてくださいました。私たちは、後にこの教授の方々に財団法人国際民商事法センターの学術評議員を委嘱して協力を得ることになります。

次にお金です。まずは、発展途上国の民事法立法担当者たちを日本に招聘するための旅費と日本における滞在費です。法務省にはそのような予算は全くありませんから、私は、法総研傘下の国連アジア極東犯罪防止研修所（いわゆるアジ研）から紹介してもらって、アジ研との連携を保っている国際協力事業団【現 独立行政法人国際協力機構】

(JICA) 八王子国際研修センターを訪問し、所長の戸井田宜雄さんにとって法務省のこの構想をお話しし、旅費と滞在費の支援を要請しました。ところが、私は全く予想しなかったことですが、所長さんは、直ちに「やっとなら法務省も重い腰を上げてくれましたか。出しますよ。」とおっしゃったのです。私はそう低い金額ではないので、相当抵抗されるものと思っていたのですが、所長さんの言によると、当時日本の国際貢献が国際的にも、また日本国内の声としても大きくなっていったとのこと。ここでも思いの外容易に閣門を通ることができて、いよいよ始動するということになりました。

私たちは、この法整備支援事業を具体的に検討し、立案する過程で、相手国の立法担当者を日本に招聘し滞在するための予算だけを当てても、それだけではとても足りないことがわかりました。当時は既に行政機関を次々に整理縮小していくというのが政府の方針でしたし、まして新しい機関を創設するなどということは論外だという雰囲気でしたから、仮に本当にこの機関の創設が実現することになったとしても、正式に立ち上げるまでには、少なくとも数年間は法務省自体には人も予算もつかないことは明らかでした。また、その後も多様な資金が必要なこともわかりました。そこで私たちは相談した結果、この法整備支援事業を財政的に支援してくれる財団を作ろうということになりました。財団を創るということは、企業から基金を拠出していただくということですが、私たち検事は通常はそのようなお願いができるような経済界の方々に知己がありません。私は、考えた挙げ句、前田宏元検事総長にお願いに行きました。前田さんは、私が若いころ甲府地検検事として勤務していたときの検事正であり、私がいわゆるロス疑惑事件の主任検事を務めたときは、東京高検検事長として私の主任検事としての、何としても検挙したいという思いを理解して下さった、いわば恩師であり、その後も親しくさせていただいていた、私が尊敬申し上げている方であって、当時住友商事株式会社の監査役に勤めておられたのです。私にとって、財団創りの手懸かりとして経済界とのつながりを得る窓口は、前田さんしかなかったのです。単身で銀座の前田さんの事務所にお邪魔し、そのお願いをいたしました。前田さんは、ことの必要性を直ちに理解され、二つ返事で了解され、その数日後に私を住友商事の伊藤正相談役の部屋に連れて行ってくださいました。伊藤さんは、住友商事の社長、会長を合わせて12年間勤められ、相談役に退かれたばかりのときでした。後に、その相談役になられたのが、平成7年6月末だと知りましたので、私がお願ひに行ったのは、やはり7月ころではないかと思ひます。私もそのとき伊藤さんに対して一生懸命にお話申し上げ懇請したのだと思ひますが、基本的には前田さんが事前に話しておいてくださったからだと思ひます。伊藤さんは、ニコニコしながら黙って真剣に話を聞いてくださいました。そして、その場で了解をしてくださったのです。了解して下さったと私は思ったのですが、実はその後伊藤さんがあるインタビューに答えておられるところによると、伊藤さんは、私の話を聞いた後、この構想を進めるかどうか当時経団連会長だった豊田章一郎さんのところに行って相談され、豊田さんから激励されてこれを進めることを決断したと述べておられます。おそらく、そのとき伊藤さん御自身としてはこの計画を推進することに賛同ではあるものの、

ただ余りに大きな事業で資金を要することなので慎重を期されたのだと思います。

間もなく伊藤さんは、住友商事の中川英彦取締役と金子浩之さんと相澤繁昌さんの3人を、この財団立ち上げの準備組織の要員として、法総研に送り込んでくださいました。私たちは、あの法総研の赤煉瓦の建物の3階にこのための準備室を確保して、ここで準備作業に取り掛かりました。私の当時の手帳を見ると、その年の9月から平成8年初めにかけて、法総研所長の日野正晴さんの部屋で、中川さんたちを交えて頻繁に会議をもっています。そこには、官房から木藤繁夫総務審議官や後には古川元晴総務審議官が加わってくださいました。法務省全体としても本格的な企画になっていたのだと思います。

最後に問題になったのは、抛出を受ける財産を幾らにするかということです。以前は、財団というのは、抛出財産を銀行に預け、その利息で毎年事業を遂行するというものでしたが、バブルがはじけ、利息は既に1パーセント以下の時代に入っていましたから、莫大な財産を集めなければならない状況でした。そこで、利子の運用で事業を進めるという構想を諦め、小さく生んで大きく育てるというスローガンの下に、当初の財産を5,000万円として会員を募って財団を立ち上げ、その上各会員から毎年1口20万円を抛出してもらうことにしました。住友商事は5口、役員法人会員は2口、一般法人会員は1口ということにして、会員になっていただくよう募集を始めたのです。その方法は、伊藤さんが日本の有名企業の社長の方々に直接電話その他で要請し、それを受けて中川取締役や金子さんたちが直接企業に赴いて説得するという方法だったと聞いています。バブルがはじけた不況の時代でしたから大変御苦勞をされたと思いますが、そのような中でそれでも有名企業ばかり25社を集めてくださいました。これが中核（役員法人）となってどんどん大きくなっていったのです。

財団の名称は、「財団法人国際民商事法センター」とすることが決まり、財団の会長は伊藤さんが務めてくださることになりました。そして、前田宏さんの御推挙によって元検事総長の岡村泰孝さんに理事長を要請し、快諾を頂きました。

そのうちにも全国各地の大学を訪問する作業を続けておりましたが、東京大学名誉教授の三ヶ月章先生に特別顧問に就任していただくということになりました。私は、大学時代に三ヶ月先生の民事訴訟法の講義を受けましたから、私の恩師ということになりますが、覚えておられるはずもなく、私は当然のことながら、法務省の看板を掲げてお願いに行き、これまた直ちに快諾してくださいました。これで国際民商事法センターの首脳陣の重厚な布陣が固まりました。ちなみに、後に知ったことですが、伊藤さんは第一高等学校時代から三ヶ月先生と親しい間柄だったということです。

当時私たちは、この発展途上国の法整備支援に協力し財産を抛出してくださる企業に対し、何かお役に立てることがないか、ということを協議しました。その結果、今後各発展途上国に法整備支援を行っていけば、法総研と財団はきっとその国々の民事法の成立状況を把握できるであろうから、それらの国々の立法担当者を日本に招聘する都度、それらの国の法律事情についての情報を持ってきてもらい、それをすべて財団に保存し、財団の資金でそれを日本語に翻訳して備蓄し、協力企業が必要とするときに、財団に來

ていただければ、いつでも各国の法整備状況の情報を提供できるような態勢を整えるということにしました。現在では、各企業がわざわざ財団の事務所まで来ていただかなくても、定期的に法総研国際協力部が発刊している ICD NEWS と財団が発行している ICCLC という機関誌を会員企業に送付するようになっていて、この機関誌の集積がアジア諸国の時々刻々の法整備状況を示す貴重な資料となっています。誠に喜ばしい限りです。

この財団は、平成 8 年 3 月 28 日に法曹会館で設立発起人会が開かれて発足しました。私はその直後の 3 月 30 日に金沢地検検事正を拝命し東京を離れました。しかし、その後間もなく、私は石川県の経済界の人たちに接触し、石川県の有力紙である北國新聞社の強力な御支援を得て、県内有力企業 35 社に集まってもらい、同じ目的を持った石川国際民商事法センターを設立することになりました。金沢は、小さい町ですが、歴史と伝統のある、そして金沢城と兼六園を抱える緑豊かな町であり、外国の人を案内するには格好の町だと考えたからです。このセンターが全国規模の財団法人国際民商事法センターと協力しながら、その後一貫して活動を続けてくれていることについても大変うれしく思っています。

私たちは、以上のとおり、財団創設の作業を進めるとともに、他方で実際に法整備支援事業を開始しました。平成 7 年の夏ころから年末にかけて、ベトナムに対し、日本から 3 回にわたり、教授陣を派遣して、ハノイの司法省の大会議室で民事法の講義を行いました。その 3 回目に、日野法総研所長から、日本から団長格が行かなければいけないと言われました。私は当然英語で講義ができる人という枠で人選を進めていたのですが、なかなか見付からず困っておりましたところ、そのうち日野所長がベトナムならフランス語でも通じますから、あなたが行きなさいと言われ、私が行くはめになってしまいました。私は民事法について講義するほどのものを持っているはずはありませんから困ってしまいました。仕方なく日本の三権分立の歴史と実情というようなテーマで、フランス語で講義したことを覚えています。三権分立を実際に実行するとなるといかに厳しい状況になるかを、具体的な歴史的事実に基づいて話したものですから、執行権と単一政党がすべての権力を掌握している社会主義国の法律家たちにとっては大変衝撃的であったようです。

そして、平成 7 年 10 月 16 日、私たちは、ベトナムの司法省の検事たち 10 人を迎え入れました。これが外国から立法担当者を迎え入れて研修した最初のものでした。そのグループは、ベトナム司法省の国際協力局長を団長としていましたが、初めてのことであり、その 10 人を司法省事務次官が率いて日本にやってこられました。そして 11 月 2 日に終了式を行って、夜お別れパーティーをした際、団長以下皆さんが目には涙を浮かべて感謝の挨拶をされたときには、法整備支援が両国の法律家同志の心を強くつなぐものであることを知り、本当に感動しました。

今では、支援する相手国の数も増え、支援の内容も、例えばカンボジアに対しては、民法、民事訴訟法の法典の起案のみならず、それらの法律の条文の解釈についてコンメ

ンタールの作成にまで協力し、さらにその法律の成立後その国の裁判官らを日本に招聘して、その法律を具体的に適用する実務家を養成することまで行っておられます。私たちが当初考えていた構想を遥かに超えて日本の法整備支援の内容が充実し、また私たちが思い描いていた以上のスピードで、この構想が発展していることに、私は、この事業を推進しておられる法務総合研究所国際協力部の皆さん、この事業を単に財政的に支えるという以上にこの事業の推進の内容そのものの在り方について深く関与してくださっている住友商事株式会社の宮原賢次相談役はじめ同財団の方々、この財団の会員として経済的支援を惜しまない会員の企業の方々、そしてこの事業に献身的に協力してくださっている全国の先生方に対し、深甚なる敬意と謝意を表し、今後この事業がますます発展し、日本が国際的に各国の法整備支援に貢献し、国際社会の平和と経済的發展に大いなる貢献を成し遂げられることを心から祈念して、この草創期の紹介を終わりたいと思います。

## 財団法人国際民商事法センター設立の経緯及び運営体制

財団法人国際民商事法センター 前事務局長  
金子浩之

この度 ICD NEWS において当財団の特集を企画していただきましたことは、当財団について広く御理解を頂く機会となるもので厚く感謝申し上げます。

私は財団の設立準備から 2005 年 5 月まで約 9 年半に渡り事務局長を務めましたので、「財団設立の経緯及び運営体制」について事実関係を中心に報告させていただきます。

### <財団設立の経緯>

#### (1) 財団設立に向けての動き (1995 年 7 月～12 月)

1990 年代に入り、市場経済に移行を始めたベトナム、カンボジア、ウズベキスタン等から国際化に対応するため自国の法制度基盤整備について、日本政府に対し人材の育成、専門家の派遣等の協力要請が増加し、法務省におかれてはこれに積極的に取り組む方針の基に専任組織の立ち上げが検討されていました。これに並行し、アジア諸国と貿易や事業を直接推進している経済界においてもこの活動に民間として協力支援する組織の構築が望まれるところとなりました。

1995 年 7 月に住友商事監査役の前田宏元検事総長から住友商事伊藤正相談役に協力方打診があり、伊藤相談役は豊田章一郎経団連会長を始め各経済界企業のトップの方々にお声をかけたところその趣旨について極めて高い評価を得たことにより、協力組織として財団を設立する世話役を引き受けられました。

伊藤相談役は 9 月に入り住友商事内に中川英彦取締役（総務・法務担当）を中心とする担当チームを立ち上げ、財団設立の具体化について法務省関係部署を始め経団連社会貢献部、公益法人協会等との検討・打合せを開始しました。

当時参加いただいた法務省の主要メンバーは原田明夫官房長の下に次の方々でした。

古川元晴	法務省官房総務審議官
山崎 潮	法務省官房審議官 民事局担当
勝丸充啓	法務省官房秘書課 企画室課長
日野正晴	法務総合研究所長
本江威憲	法務総合研究所総務企画部長

幕田英雄 法務総合研究所総務企画部 部付検事  
西川克行 法務総合研究所総務企画部 部付検事

12月までに行われた何回かにわたる検討打合せ会の中で設立する財団の基本骨格が次の通り確認された。

#### 財団の性格

- イ 民間主導
- ロ 公益財団法人（極力早期に寄附金免税措置の認可取得）
- ハ 役員は無報酬

#### 財団の目的（設立趣意書の骨子）

- イ 対象国をアジア及びその周辺諸国とする
- ロ 市場経済化・国際化を進める国々の法制度基盤整備，その運用ノウハウ，人材育成への支援協力
- ハ 関係諸国と法制度について相互理解を深め，より良い国際経済取引の法的仕組みの探求

#### 主要役員候補（就任内諾）

会長	伊藤正住友商事相談役
理事長	岡村泰孝弁護士
特別顧問	豊田章一郎トヨタ自動車会長
特別顧問	三ヶ月章東大名誉教授

#### 財政基盤

- イ 基本財産は理事を引き受ける企業の寄附拠出金による（バブル崩壊後の金利情勢より当初の基本財産は小規模とする）
- ロ 運転資金は会員企業の賛助会費をベースとする

#### 事務局

- イ 住友商事から専任者（事務局長外1名）2名を出向させる
- ロ 事務所は，設立準備段階は法務総合研究所（赤レンガ棟）2階小会議室を一時的に使わせてもらい，財団認可取得後は虎ノ門近辺に財団事務所を賃借する

#### (2) 財団設立準備委員会（1996年1月16日発足）

下記構成により設立準備委員会がスタートしました（法務総合研究所内部では2001年に開設予定の大阪国際センターの設立準備室としての担当組織が立ち上げられた。）。

事務局長	金子浩之（住友商事から出向）
事務局次長	相澤繁昌（住友商事から出向）
法務総合研究所	西川克行 総務企画部検事（非常勤）
	小島 透 総務企画部企画第1係長（非常勤）
法務省	古谷剛司 法務省官房企画室法務事務官（非常勤）

準備委員会事務局としては上記構成ですが、業務推進に当たって住友商事側は伊藤相談役及び中川取締役が全面的に指導関与し、法務省からも前記検討打合せ会主要メンバーのほか、関係部署の方々の御指導御協力を頂いた。

#### 準備委員会として行った主要業務

##### イ 役員及び学術評議員候補の就任内諾の取得

理事 36 名， 監事 2 名， 特別顧問 2 名

（以上は 3 月 28 日開催の設立発起人会で議決される）

評議員 34 名， 学術評議員 20 名前後

（以上は 5 月 22 日開催の第 1 回理事会で議決されるもので候補者全員の最終確定は 4 月末となった）

##### ロ 諸企業（一般法人会員として勧誘），関係諸団体・機関に対する財団設立趣意説明資料の作成，協力要請を開始

##### ハ 寄附行為，財団内部諸規則文案作成

##### ニ 事業計画（第 1 年度～2 年度）の作成

##### ホ 事務局設立のための諸準備

#### (3) 設立発起人会の開催（1996 年 3 月 28 日 於 法曹会館高砂の間）

設立発起人には三ヶ月章東大名誉教授，岡村泰孝弁護士及び企業代表者（理事就任内諾企業）25 名になっていただき，委任状出席を含め 27 名全員の出席のもと，互選により発起人会議長に三ヶ月章氏が選任され，以下の事項が議決された。

##### イ 設立趣意書及び寄附行為

##### ロ 設立当初の理事，監事，特別顧問（任期は 1998 年 3 月末迄）

理事 36 名（企業代表 25 名，諸団体及び個人 11 名）

内，会長伊藤正住友商事相談役，理事長岡村泰孝弁護士，事務局長金子浩之

法務総合研究所からは日野正晴所長が理事に就任，以後代々所長に理事を引き継いでいただいている。

監事 2 名（木村榮作弁護士，中川英彦住友商事取締役）

特別顧問 2 名（豊田章一郎トヨタ自動車会長，三ヶ月章東大名誉教授）

##### ハ 寄附の申込み・設立時財産目録

基本財産 企業 25 社寄附金（1 社 2 百万円）5,000 万円

普通財産 同上 25 社初年度賛助会費 合計 1,060 万円

ニ 初年度及び次年度事業計画書・収支予算書

ホ 設立代表者に伊藤正住友商事相談役を選任

(4) 財団設立許可の取得（認可日 1996 年 4 月 16 日：財団設立日）

法務大臣による公益財団法人の認可を取得し、東京法務局港出張所に登記

(5) 第 1 回理事会・設立記念式典（1996 年 5 月 22 日 於 灘尾ホール）

第 1 回理事会が開催され以下の事項が決議されました。

イ 評議員 34 名（企業代表 27 名，諸団体及び個人 7 名）

法務総合研究所からは小木曾国隆総務企画部長が評議員に就任（以後総務企画部長及び国際協力部発足後は同部長にも代々評議員を引き継いでいただいている。）

ロ 学術評議員 19 名（大学教授，弁護士，公証人等）

ハ 財団管理諸規則制定（会員及び会費に関する規則，事務処理規則，財産管理及び会計処理規則，旅費規則，就業規則）

#### 設立記念式典

式典挨拶 開会の辞 伊藤 正 会長

挨拶 三ヶ月章 特別顧問

来賓祝辞 長尾立子 法務大臣

木島輝夫 国際協力事業団理事

（河村法務政務次官，則定法務事務次官も来賓として御出席）

(6) 設立以降の特記事項

特定公益増進法人の認可取得（1998 年 7 月 16 日）

1996～1997 年度の事業実績，決算書類等を付して法務省に申請，法務省から大蔵省（当時）に手続，その承認を得て特定公益増進法人の認可を取得し，以後 2 年ごとに申請し認可が更改されています。（当財団設立に際しては法務総合研究所総務企画部及び官房秘書課企画室が直接の窓口であったことより本件手続も総務企画部經由同企画室が担当されましたが，2008 年申請に際しては国際協力部・民事局商事課のルートにて行われました。）

インターネットホームページの開設（2001 年 12 月）

URL : <http://www.icclc.or.jp>

設立 10 周年記念式典・記念講演会（2007 年 1 月 22 日 於 灘尾ホール）

式典挨拶	開会の辞	宮原賢次	財団会長
	挨拶	松永榮治	法務総合研究所長
	来賓祝辞	長勢甚遠	法務大臣
		松岡和久	国際協力機構理事
		塚本 弘	日本貿易振興機構副理事長
		伊藤誠一	日本弁護士連合会副会長
記念講演会	講師	アン・ヴオンワッタナ	カンボジア司法大臣
		ヒー・ソピア	カンボジア司法省次官
		竹下守夫	駿河大学大学長・カンボジア民事訴訟法 作業部会長

## ＜財団の運営体制＞

### (1) 事務局

事務所は理事会社の日本興業銀行の紹介により興和不動産（株）所有オフィスビル約 30 坪を賃借し、1996 年 5 月から入居し契約更改を続けて現在に至っている。

現在の事務局としての常勤スタッフは住友商事からの出向の事務局長、事務局次長の他、人材派遣会社からの事務職 5 名、大阪連絡員 1 名の構成となっている。

### (2) JICA 受託事業

本邦での研修や国別の法制度整備プロジェクト等独立行政法人国際協力機構（JICA）からの受託事業については、その実施プロモーターとなる国際協力部と協議の上、プロジェクトごとに年度ベース、又はスポットベースにて事業計画、予算書を提出、個別に受託契約を締結し、事業終了後は実施結果、決算書類を報告している。

本邦研修（国別一般研修・プロジェクト関係者特別研修及び複数国からの研修員を対象とした国際民商事法研修<sup>1</sup>）には財団役員、学術評議員、法整備関係プロジェクト各部会、会員企業専門部署からの講師の派遣（国際民商事法研修には日本側共同研修員として会員企業から毎回 1～3 名参加）、財団主催の歓迎会、見学ツアー等を行い、研修の円滑な推進、並びに研修員と日本側関係者との友好増進に協力している。また、国際民商事法研修員は毎回、研修の一環として金沢市を訪問し、石川国際民商事法センター主催のシンポジウムに参加していたが、この受入れには石川国際民商事法センター（地元企業による当財団への支援団体）の協力を頂いた。なお、同センター主催シンポジウムには当財団から講師を派遣している。

国別の法制度整備事業については、各国プロジェクトの中で個別分野・テーマごとに委員会、作業部会、研究会等が組成され、国際協力部がプロモーターの中心となり、

<sup>1</sup> 国際民商事法研修は、一定地域（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム及び日本）の法律家を集め、相互の法制度・運用実態を比較検討させることにより、1 か国を対象とする国別研修では気付きにくい自国の法制度の特徴や問題点を理解することを目的とした研修であった。2007 年度をもって終了。

当財団が事務局業務を担当しているが、各部会等内部の諸連絡調整、議事録ほか関係資料作成等の補助業務を行うため法律知識のある大学院生を当財団が起用（業務契約）の上、各組織に配置している。

ベトナム、カンボジアには JICA から長期専門家（弁護士、検事・国際協力部教官、裁判官）が派遣されているが、現地司法当局や現地側実行委員会との折衝、現地セミナー開催等について日本側担当組織との連絡調整や資料送付に当財団も協力している。

法整備支援事業の節目に際しては法案の内容を現地関係者に広く理解してもらうとともに、当該国との協力関係促進のため日本から関係者ミッションを派遣し現地記念セミナーをハノイ（1999年11月）、プノンペン（2002年10月）にて開催し、当財団はミッション事務局として全面的に協力した（本セミナーは JICA 受託事業とは別に、JICA、法務総合研究所及び財団の共催事業として実施）。

### (3) 受託事業以外の主要事業

#### 1 日中民商事法セミナー

本セミナーは財団設立後間もなく中国を訪問された伊藤会長と国務院国家経済体制改革委員会（体改委）李鉄映主任との間で協力合意がなされ、第1回セミナーを1996年11月東京、大阪で開催し、以後両国にて交互に開催を続けている。

中国側は2003年3月組織改革により国家発展改革委員会に引き継がれ、同年11月の第8回セミナーに先立ち同委員会張暁強秘書長と宮原賢次会長との間で双方の協力と友好増進につき改めて協議書が締結された。

各年のセミナー開催の4～5か月くらい前にはあらかじめ財団幹部や関係者の御意向を確認して財団事務局が北京に出張し、テーマ・講師の選定、通訳・講演原稿翻訳の手配、プログラム骨子、会場やミッションロジスティックス等詳細にわたり先方委員会の法規司、外事司と交渉し、これに基づき双方具体的に準備をとり進めている。

2002年第7回セミナーから法務総合研究所には従来の後援の立場から共催に格上げいただき、大阪セミナーでは大阪中之島合同庁舎内国際会議室の使用を含め多大なる御支援を頂いている。また、2003年第8回セミナーからは JETRO も共催者として加わり、東京でのセミナー会場の便宜提供を始めセミナー運営に協力いただいている。

#### 2 日韓パートナーシップ研修

本研修プロジェクトの最終交渉のため1999年3月法務総合研究所栃木庄太郎総務企画部長、同部亀田哲研究官、財団理事小杉丈夫弁護士、事務局から小職がソウルを訪問し、大法院関係部署と基本計画につき合意を得て、エンガン大法院長（小杉弁護士旧知）を表敬訪問した。

1999年9月～10月に第1回研修（東京セッション、ソウルセッション各5～6

日)が実施され、当財団は日本側共催者として旅費、懇談会等の実費支弁を含め協力している。

なお、韓国大法院とのルートができたことにより、大法院から専門講師の派遣を得て2001年“日韓登記制度”，2002年“日韓不動産登記制度比較”2003年“日韓知的財産訴訟”をテーマに東京で講演会を開催した（法務総合研究所，財団共催）。

### 3 アジア・太平洋諸国法制度調査研究及び同シンポジウム

財団設立第1年度より法務総合研究所，当財団の共同事業として関西の学者・法曹関係者をメンバーとする研究会を構成し，アジア・太平洋諸国の民商事法制度について調査研究を委託し，その成果のまとめとして対象国からも専門家を招聘しシンポジウムを開催してきており，ほぼ2年ごとに新しいテーマに取り組む長期継続事業として確立している。

各研究会は座長が中心なり，国際協力部がプロモーターとしてとり進めており，当財団は研究会の事務的業務，企業からの研究員参加，海外調査アレンジ，シンポジウム運営協力，歓迎パーティー，成果まとめの出版等を主体に協力している。

以上，本稿は財団設立の経緯と主要事業の運営体制の概略を主体に述べましたが，事業全体の詳細は最近の新規事業も含め，財団のホームページ、又は機関紙“ICCLC”（各決算事業報告書等）を御参照いただき，当財団の活動と事務局の取組に対し関係各位の一層の御理解と御支援をお願いする次第です。

# 国際民商事法センター（ICCLC）の役割と今後の課題

財団法人国際民商事法センター理事長

原 田 明 夫

## 1 財団法人国際民商事法センター（ICCLC）の設立趣旨

ICCLC は、1996年（平成8年）4月に、当時の国際協力事業団（JICA）が発展途上国に対する国際経済援助（ODA）の無償援助の一環として、市場経済に移行しつつあるアジア諸国の民商事法を中心とする基本法の整備支援を行うに当たり、その支援事業の委託を受ける目的で、法務省を始めとして政府と緊密な連携を図りつつ、経済界・法律学者・法曹界の協力を得て設立された。

すなわち、アジアで目覚ましい発展を遂げつつある国々でも、経済活動に必要な民商事法を中心とする法制の整備が遅れ、また、それを運用する人材が不足しているため法制度が十分機能していないことが懸念され、我が国に対して法制度基盤整備のための支援・協力が求められ、これに応える動きであった。

このような要請に応じることは、我が国がアジア諸国との経済関係を発展させ、一般的な国際関係の友好増進に繋がると期待されたのである。

## 2 ICCLC 事業の進展

### (1) 法整備支援の進展

当初、ベトナム、カンボジアに対する民法、民事訴訟法の整備支援が先行したが、次第に対象国がラオス、ウズベキスタン、インドネシア、ミャンマー、中国などに拡大するとともに、その内容も、倒産法制、和解・調停法制などの個別特定の分野に進展しつつある。また、法律の整備にとどまらず、人材の育成などを念頭に、問題点を絞った国際研修や相互研究の開催など協力の在り方・方法についても多様化・多面化しつつあるのが現状である。

### (2) 関連事業の展開

ICCLC の事業として特筆すべきは、次の三つである。いずれも JICA の ODA 事業としての法整備支援ではないが、関係団体との連携による重要な活動の展開と考えられる。

#### ① 日中民商事法セミナー

このセミナーは、ICCLC 発足直後から、中国の国務院直属の国家発展改革委員会と法務省、JETRO が共催する形で、隔年ごとに、日本と北京で交互に開催され、

昨年 10 月には北京で第 13 回目のセミナーを行った。

その内容も、その時々の方々の関心事を取り上げ、昨年は、中国で施行されたばかりの独占禁止法の実施・運用に関する問題点をテーマとした。

## ② 日韓パートナーシップ研修

この研修は、韓国の大法院と日本の法務省及び最高裁判所の不動産及び商業登記・供託制度・戸籍制度・民事執行制度関係者が相互に交流しつつ研修するもので、既に昨年には 10 回目の研修を実施し、両国の民商事の権利保全関係実務の問題点について相互理解を深めながら研修する得難い機会になっている。

## ③ アジア・太平洋諸国法制度調査研究・シンポジウム

この研究・シンポジウムは、法務省と ICCLC が JETRO、関西を中心とする各大学の会社法関係の学者と弁護士の協力を得て、中国、シンガポール、フィリピン、タイなどのアジア諸国に進出する日本企業に関わる会社法上の諸問題をテーマとして研究している。

### 3 現状の問題点と将来への展望

先日 2009 年 1 月 16 日、法務省法総研・JICA 共催の「第 10 回法整備支援連絡会」が大阪・東京で開催された。私は、この会議に後援団体の一つである ICCLC を代表して出席した。この連絡会は、法総研国際協力部が実質的に企画して開催されてきたもので、従来から、我が国の「法整備支援」の活動の主体が JICA の ODA（無償援助）に係るものであっても、各大学のほか、弁護士会その他各種団体等が独自のプログラムとして実施してきたものもあるので、その情報交換を目的に開催されてきた。

今回の連絡会では、国連開発計画（UNDP）のベトナム事務所政策アドバイザーであるニコラス・ブース氏が「開発途上国への法整備支援」と題する特別講演を行い、日本の法整備支援の在り方を評価しつつ、国連の立場から今後における支援関係国間の相互協力・調整の必要性を述べた。

日本政府としては、2006 年（平成 18 年）、内閣に関係閣僚による「海外経済協力会議」が設けられ、その重要な課題の一つとして「法整備支援」を戦略的に進めるべき旨が合意され、関係省庁間で「基本計画」を策定中で、我が国の国際貢献・国際協力としての「法整備支援」を一層充実しようという気運が高まっているとのことであり、その中で、アジアにおける法の支配と司法アクセス拡大に向けた法務省や日弁連の取組が紹介され、また、慶応義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授から、法整備支援に関して「良い統治と法の支配」の意味づけを理論的・戦略的により詳細に検討すべきことが提言された。

このような論議を通じて、私が ICCLC の立場から、法整備支援を含む我が国の国際協力の在り方について感じた問題点は、次のとおりである。

#### (1) 国の政策としての国際協力に関する総合的視点の必要性

「安全保障会議」とは別に、内閣に「海外経済協力会議」が設置され、言わば「ソフトパワー」による国際関係の調整について、より広い意味での国益実現と安全確保を図るために、各種政策を立案する司令塔的役割を果たそうとしていることを高く評価したい。その一端として、一国内及び国際的な紛争を平和的手段によって防止し解決するために、「法による平和」の観念が改めて理解され、実現されることが望ましい。そのためにこそ「法整備支援」の概念が、より積極的に、国際経済協力の枠内で展開され、定着するよう努力してほしい。

その活動への参加者としては、国家機関のみならず、大学、日弁連、日本法律家協会などの非政府機関、社会的責任(CSR)の観点から参加する民間企業・個人をも含む総合的な幅広い人々の協働が必要になる。

## (2) 法整備支援参加者の育成と支援

従来から大学関係者、弁護士、その他のボランティアの立場で「法整備支援」の様々な分野で協力されてきた多くの先達の意見を聞くと、これに参画したことによる達成感と自己満足はもとよりあるが、政府を含めた社会全般の目から見た評価と意味づけが行われると、より積極的に参加する人々へのインセンティブになるのではないかと指摘されている。

最近では、大学での各種講義の中で、国際協力の分野での「法整備支援」の意味づけに多くの学生から高い関心が寄せられている、とのことである。我が国の国際的プレゼンスが近年ますます少なくなりつつあるとの内向き傾向が指摘される中で、若い世代の人々に将来の国際的活動の分野に向けて夢と希望を与えることができるよう工夫することが望ましい。また、この分野での活動には、若い世代の活力が大切であるが、それらの若い人々が真に有効な支援活動に参加できるためには、経験を積んだ人々からの育成への支援が必要と考えられる。

## (3) 海外開発援助 (ODA) としての援助と国際協働の新たな展開

先に見た日中民商事法セミナーのような展開は、従来の OECD の定義する一方的な開発援助の範囲からでは捉えきれない意味を持っている。すなわち援助対象国から卒業した国々との間での「統治制度とその運用」に関する相互研究・協力との面を持つソフト面での協働の有用性を理解することが必要である。この面では、ODA を包括的に担当するため組織を改めた新生 JICA の新しい事業としての可能性の他、ODA の対象国を卒業した国々との間での「国際協働」の新たな分野も想定される。

このように考えてくると、ICCLCとしても、従来のODAの一環としての「法整備支援」の委託を受ける立場での事業を行いつつ、NGOとしての立場から、国のソフトパワーを補完する「統治機能の強化を支援する海外協力」の一端を担う組織としての活動ができるようするにはどうしたらよいか、という見地から検討を進める必要がある。今回の「法整備支援連絡会」で、ICCLCの理事小杉丈夫弁護士が、この

ような観点から、政府の支援活動、それを支える民間企業等の理解と支援、さらにはローエイシア<sup>1</sup>（The Law Association for Asia and the Pacific）のような草の根の国際的な法律家の国際交流の協働も必要であることを長い経験に基づいて総括されたことは誠に貴重な視点だと感じた。今後とも、この観点からもICCLCの役割が評価されるよう努力したい。

---

<sup>1</sup> オーストラリアに本部をおく、アジア・太平洋地域 24 か国の法律家の任意団体

## 唇齒輔車の関係 ～器（うつわ）を整える～

水戸地方検察庁

次席検事 山下 輝 年

唇齒輔車（しんしほしゃ）は、中国の諺「輔車相挽り、唇滅ぶれば齒寒し」に由来する四字熟語。車の両側を挟む木と車が一緒になって物を運び、唇と歯は別物だが切り離すことができない、という意味。輔車の「輔」を頬骨、「車」を顎の骨の意味であるとする説明もある。（春秋左氏伝を参照のこと）

### 静かなる始動

2000年4月1日、法務総合研究所の総務企画部付教官として着任した。検事任官17年目の春のことです。場所は法務省の中でも由緒ある赤煉瓦棟。1895年建築のそれは、外観の赤煉瓦、階段を上って玄関がある造作、中は高い天井に、湾曲してゆったりとした階段を有している。明治時代に不平等条約の解消には西洋の司法制度の導入が必要だった。最も容易なのは、「器」を真似ること、即ち西洋風の外観の司法省を建てること、次に法律を翻訳して作ることで、最も困難なのが法曹を育てることであった（三ヶ月章著「法学入門」）。その動機はどうであれ、赤煉瓦棟は、今なお人の心を落ち着かせる雰囲気醸し出している。やはり、これが歴史の重みなのでしょう。

着任当時の法総研所長は、その赤煉瓦の静かな佇まいを象徴するような頃安健司所長（19期）。ナンバー2は栃木庄太郎総務企画部長（25期）、燃える炎「赤」を体現するお人柄。その下に、行動力果敢な齊藤雄彦副部長（35期）に、冷静沈着な榊原一夫部付教官（36期）、人柄抜群の黒川裕正部付教官、そして私の合計4名であった。仕事の内容は、「法整備支援」、民商事法分野における国際協力である。総務企画部の仕事からすれば数ある業務の一部に過ぎないが、部付教官3名には専従業務である。前年度からの残留者は榊原部付教官一人で、後の3人は新参者である。

時は折しも、中央省庁等改革（省庁再編）の時期で、翌2001年1月6日から1府12省庁（元は1府22省庁）でスタートすることになっていた。各省庁では設置法や規則の見直し作業が盛ん。基本は自助努力にスクラップ・アンド・ビルドであり、削ることは容易でも増やすのは難しい。そんな時期に、法総研は、翌2001年4月を目途に、研究部2か部を1か部に減らす一方、新たな部の設置に向けて作業を続けている。その新しい部が今の「国際協力部」。

今をときめく司法制度改革論議は、議論が始まって1年足らずで、その中間報告も出ていない時期のことである。

## 春の兆し

着任したときには、既に路線は引かれていた。御存知のとおり、1994年に初めてベトナム司法関係者を日本に招いたのが法整備支援の始まりだが、早くも1996年4月には財団法人国際民商事法センター（ICCLC）が設立されている。法整備支援事業や調査研究を主たる目的とする民間組織であり、後に特定公益増進法人の認定を受けています。重要なことは、国際協力部創設の5年前という時期にICCLCという「器」の誕生をみていること。急に誕生するはずがなく、その前の段階から動きがあったに違いない。その時期は、法整備支援がどうなるのか皆目分からない状態です。もちろん、自然に誕生したわけでもないでしょう。ベトナム民法制定直前に関与した森島昭夫名誉教授による外務省・JICA・法務省など関係機関への働きかけ、法整備支援の重要性に気付いた法務省・法総研幹部、それを民間で受け止めた良き理解者三ヶ月章法学博士、(故)伊藤正会長などなど、多数の関係者の協力と努力によるものです。その事業に意義を感じなければ、その時点で「器」が誕生するはずがありません。そこには度量ともいうべき「人間の器」が存在したに違いないのです。

当時、法総研に「器」は存在せず、あるのは「人の労力」のみで、それも他の業務を持ちながらの僅かな人数であった。年1回程度のペースで細々と研修を続けている分には、それでも対応できた。しかし、その間口を徐々に広げ、ベトナム・カンボジア・ラオスを対象とする本邦研修（国別研修）、それにモンゴルやミャンマーを加えた国際民商事法研修（多国間研修）が続くようになる。本邦研修ばかりではない。現地セミナーに専門家を派遣するのはもちろん、ベトナムの民法改正支援、カンボジアの民法・民事訴訟法の起草支援が始まったのも1999年頃からになります。民事訴訟法支援については竹下守夫法学博士ほか名だたる民事訴訟法学者・実務家が集っていた。民法起草支援とて同じ。現地セミナーに法律専門家を定期的に派遣しなければならない。記録も資料も整える必要があります。そして、2000年4月つまり私の着任時には、ベトナム・ハノイに検事と弁護士が派遣され、その7月には裁判官を派遣する予定になっていた。加えて、アジア開発銀行（ADB）と連携した研修が5月の連休明けから予定されていた。10週間の研修で、資金はADB、労力は法総研という分担である。JICAとは無関係の研修であるため、法総研職員が自ら渡航や宿泊先、日常生活の世話をしなければなりません。参加国は、中国・インド・ネパール・パキスタン・フィリピン・タイ（合計12名）で、日本人3名が加わり、その1名が現在の森永太郎教官です。これを部付教官数名と企画課職員数名でやりくりしていたのだから驚きです。

それが可能だったのもICCLCの支えがあったからです。だからこそ、タイトルの「唇歯輔車」なのですが、この言葉は今ではあまり知られていない。用例は、探しやすいところでは、日本の国連加盟受諾演説に登場する。私の誕生日の3日前1956年12月18日、時の重光葵外務大臣が行った演説は、憲法の花から説き起こし、新渡戸稲造も使った「東西の架け橋」という言葉で締め括ったことで有名である。その途中の第4段落で「日本はアジア諸国とは、

政治上はもちろん経済上においても唇齒輔車の関係にあり、かつ、不可分の運命の下にあって、これら諸国の向上発展に大なる期待をかけているものであります」と述べている。法整備支援の精神が表れているのはもちろんですが、法務省・法総研（国際協力部）と ICCLC との関係を表すにも最適だと思っています。

## 大阪との縁

もう一つ忘れてはならない背景があります。それは、大阪の地に建物という「器の一部」を造ろうとしていた件で、要するに大阪中之島合同庁舎のことです。大阪市西天満の大阪地方検察庁（旧庁舎）が手狭になり、法務省は堂島（住居表示は福島区）にある大阪大学附属病院跡地の獲得に動いていた。その際、「大阪は国際都市を目指す。中之島の一等地にドメスティックな司法機関は不要」と言われた経緯があるとのこと。そこで、法務省には国際機関あり、と説明することになります。国連旗がはためく UNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所）、そして民商事法分野の法整備支援のことです。この合同庁舎に国際協力部や国際会議場があるのは、ここに由来があるのです。「器の一部」と表現したのは、主要部分は検察庁であるからで、その庁舎が 2001 年には完成予定であった。

しかし、そういう形式的な背景だけではない。大阪は昔から商業都市です。後の大塚清明法総研所長（23 期）が、大阪地検・高検の次席検事当時（1996 年、2000 年）から、訪れたアジアの研修生に説明していたように、堂島の地には米会所があり、商品先物取引発祥の地です（幕府の公許は 1730 年）。本邦研修のたび披露された伝統ある「大阪締め」は皆が覚えていることでしょう。そして、アジア諸国との交流という点では東京よりも歴史が長く深い。これほど民商事法分野の法整備支援を拠点とするに相応しい地はない。一方、合同庁舎が有形の器なら、無形の知恵の器とも言うべきものが大阪に誕生していた。ICCLC そのものではないものの、三ヶ月博士の呼び掛けに応じて在阪の研究者・弁護士が呼応して、1996 年に「関西アジア民商事法研究会」ができたのです。勝手に法整備支援を応援するという意味で、自称「勝手連」。海外研修生のホームビジットに協力してくださるなど、その貢献度は大であったのです。

こういう経緯もあって、実は、法総研の総務企画部と UNAFEI には、その前年から関西の検察事務官から選ばれた人材が国際協力専門官として配置されていた。いずれ大阪が法整備支援の拠点となる以上、大阪出身者に国際協力を体験してもらう必要があったからです。

## 拡張路線

しかし、大阪に施設という「器」が完成予定だから新しい部は当然認められる、というほど現実には甘くはない。何はさておいても、実績が必要、需要が必要、途上国の要望が必要であった。

「どこのアジアの国からの要請でも受ける。研修でも現地セミナーでも何でも引き受ける。消極姿勢は論外、どんどんやろう」

それが当時の方針であったが、それは国際協力部を立ち上げるためでした。そう言うと語

弊はあるものの、国際協力部ができれば知的支援の目玉として、法整備支援という価値ある国際協力が可能になります。すべてはそのためです。法整備支援に少しでも関係するなら、私法学会、大学のシンポジウム、他の省庁主催の研究会など、国内外を問わず積極的に参加し、パネリストで参加する。人脈拡大が優先で、さながら公務員の不慣れな営業活動の様相を呈していたほどです。

着任した私が何をしていたかと言うと、ADB 研修では、内閣法制局の講師が突如都合がつかず、代わりに立法過程につき講義をする。法総研の浦安の宿泊施設に外国人を宿泊させるのは初めてであり、何かと生じる不都合・不具合に対処する。そうかと思えば、2000年6月にはラオスに派遣予定の講師が事情により2週間前にキャンセルとなり、再び突如、ラオスに赴き、英語で刑事司法のセミナーをする。翌7月にはジャカルタで開催される APEC 経済法制度の強化に関するシンポジウムに出席し、帰途にベトナムを訪問して、現地専門家と共に関係司法機関を表敬訪問するというめまぐるしさであった。

### ICCLCの支え

実績作りという点でも、ICCLC に足を向けて寝られません。当時の国際民商事法セミナー（多国間研修）には日本人研修員も参加していたが、公務員のほか民間の企業法務部の専門家も参加する実にユニークな構成です。40年の歴史を誇る UNAFEI でも日本の民間人が参加したことはないでしょう。民商事法分野の研修に、経済の最前線にいる民間が参加しないなら、益は少ないからです。それが可能になったのは、ICCLC の尽力により企業に協力をお願いし、派遣してくれたからです。また、ICCLC 独自の活動として、日中民商事法セミナーが毎年開催されており、法総研で法整備支援に携わるメンバーも出席し、時にはパネリストとして法務省からも出席していた。市場経済化を推進する中国の民商事法分野における動向が分かるセミナーで、貴重なものです。

そして、日韓パートナーシップ研修（研究）は、ICCLC なくしては実現不可能であった。JICA は開発途上国支援であり、その枠組み外なら支援は不可能となる。しかし、途上国はいつまでも途上国ではなく、いずれ自立します。自立したら法整備支援はなくなるのでしょうか。支援と言うからそういう印象を受けますが、法整備支援は民商事法分野の国際協力であり、「協力」はなくならないでしょう。双方が対等の立場で刺激し合って更に発展するという国際協力・交流がイメージです。韓国は既に途上国を脱している。歴史的経緯から日本の司法制度とも似ていますが、独自に発展した部分も多く、日本も再刺激を受けること間違いなし。距離が近く文化も似ており、ここも唇歯輔車の関係にあります。しかし、国家予算の制約上、その支出には制約があります。法務省・法総研が出せる部分は日本人研修員の国内分のみです。韓国は自分で出す。予算の制約で出せない部分は ICCLC が独自に貢献する。自費負担してでも日本と交流したいと声を上げる外国と手を携えるというのが理想形であり、将来を見通したものなのです。

また、アジア・太平洋諸国の比較研究を継続的に実施していたほか、ベトナム・ハノイで日越共同の記念セミナーを主催するなど、重要な行事には積極的に関与していました。

日常業務では、毎月1回のペースで開催されるベトナム民法改正作業部会、カンボジア民法作業部会、カンボジア民事訴訟法作業部会、JICAの国内支援委員会（ベトナムとカンボジアの二つ）に出席する。その準備にも関与し、日弁連や最高裁とも連絡を取り合うなどなど。これだけでも月5回、つまり週1回以上となる。この国内支援委員会と作業部会は、日本の法整備支援のいわば頭脳であり、事前の根回しも必要になる。こういう会合の準備、連絡調整、資料の整理保存の役割もICCLCが担う。何かと忙しい研究者・実務家が中心のため、会合は夜、或いは土日祭日、民法部会の会場場所はICCLCの事務所になります。資料の事前準備などの負担も、当然ICCLCにかかってきます。作業の工程管理、会合の記録、先生方の連絡が必要となれば法的素養のある大学院生を雇い、現地専門家とのやり取りに電話会議システムが必要となれば、ICCLCが即座に対応する。これらの役回りをしてくださった当時の金子浩之事務局長・相澤繁昌事務局次長は、法総研教官にとって頼もしい存在であったのです。

### 新部創設は間近

一方で、時間の都合がつく限り、私を含む部付教官は法総研の設置規則の改正作業の検討にも入り、内閣法制局にも説明に行く。そして、2000年12月、先に少し触れた司法制度改革審議会の中間報告が公表されると、そこに法曹の役割として国際社会を視野に入れるという部分で、「アジア等の発展途上国に対する法整備支援を引き続き推進していくことが求められる」と記載された。同時期の自由民主党の提言にも法整備支援の推進が謳われたのです。これもそれまでの努力が実ったためでしょう。そして、ようやく国際協力部新設の目鼻もついた。ちなみに、その後の司法制度改革意見書（2001年6月12日付け）にも記載されています。

ちょうどその頃、榊原部付教官と入れ替わる形で、ラオスへの支援を立ち上げるべく、プロジェクト形成調査に赴き、約1か月半、世紀をまたいでラオスに滞在した。現地にいると、日本の関係者の反応が遅くて気になります。それもそのはずで、当方はラオスだけですが、日本にいる人たちは本来業務に加え、ベトナム・カンボジアも持っている。ラオスだけにかまっていられない。これが現地専門家と国内関係者の意識が乖離したように感じる隘路なのです。現地専門家からの問い合わせには最優先で対処すべきだと悟ることになる。

明けて2001年1月中旬に帰国すると、翌2月にはJICAプロジェクトのベトナム調査団の一員として参加した。帰国すると、今度は、法総研予算でベトナム検察理論研究所のブー・バン・モック氏を招き、日本の司法制度を教えつつ、関係機関を訪問する。特筆すべきは、当時の東京地方検察庁で弁解録取の状況を見せてくれたほか、英語ができる副部長と主任検事で決裁の様子を英語で模擬実演してくれたことです（田内正宏刑事部副部長で後に国際協力部長）。モック氏来日時は、梶木部長から小貫芳信部長に代わっており、ベトナム刑事司法制度の説明に興味を持ち、頃安所長も自筆の「書」を記念に贈るなど親交を深めてもらったのです。

## 国際協力部の発足

さて、いよいよ 2001 年 4 月 1 日、国際協力部の発足である。初代部長は、法務省刑事局国際課長から異動した尾崎道明部長（30 期）。その下に教官 5 名に専門官 9 名の総勢 15 名、それも法整備支援に専従するのです。それまでの陣容からみれば、そして本来業務を持ちながら法整備支援に携わっている他の機関からすれば、羨ましくなる体制でしょう。専従という意味では、ICCLC も専従であり、この点でも両者は似ています。

頃安所長から「内輪でいいから、初代メンバーで正式に発足式をやりましょう。一人々々が一言ずつ決意を述べましょう」と提案があり、全員が着任した日に行われることになった。頃安所長のメッセージは「今後 20 年通用するようなグランドデザインを描いてほしい」であった。引き続いて尾崎部長以下が一言ずつ決意を述べる。誰がどのように述べたか、今では記憶も記録も残っていないでしょうが、とにかく尽力するという決意表明です。私自身の言葉は「国際協力部という箱物はできました。大阪に建物という箱物もできます。これからはその中身が、真価が問われることになります。自由な発想で全力を尽くします」というもの。

## 前例は作るもの

新しい部では前例は自ら作っていくしかない。早速、田中嘉寿子教官（43 期）から素晴らしいアイデアが出る。それは国際協力における JICA の手法を知らなければ教官・専門官としては意思疎通ができない。JICA に限らず世界の国際協力（援助）機関ではプロジェクトを形成する手法として PCM 手法（Project Cycle Management）、或いはこれに類似した手法が採られています。もともとはドイツ GTZ（ドイツの開発公社）で開発されたものを、FASID（財団法人国際開発高等機構）が改善して確立したものであり、簡単に言うと、次のようなものです。

問題分析：どんな問題があるかを挙げる。

原因分析：その問題ごとに原因をツリー状に作成する。

対策：考えられる対策を提示する。

対象選定：どれに着手するか決める。

目標設定：プロジェクトの期間を定め、目標を設定する。

PDM 作成：右図のようなプロジェクト・デザイン・マトリクスを作成する。

（外部条件とは、プロジェクト外の阻害する要因）

プロジェクトの要約	指標	入手手段	外部条件
上位目標			
プロジェクト目標			
成果			
活動	投入		
			前提条件

これを学ぶ研修は参加型研修というもので、最低でも 3 日間かかる。時の法総研は前例のないことをやるのが国際協力部であるということで、全面的にバックアップとなりました。FASID も特別に法総研で出張研修に応じてくれたのです（2001 年 6 月 13 日～15 日実施）。研修の中身は、ある開発途上国では水道問題があり、その支援プロジェクトをどう形成するかという設定である。法律とは無縁のものだからこそ、教官も専門官も条件は同じで一緒に

参加できるのです。研修といえば、通常、部長は参加しないでしょう。部下の前で恥を搔くかもしれないと思うとプライドが邪魔をする。しかしそこはさすがに初代部長です。未知の世界に対する好奇心は旺盛で、教官や専門官との垣根はない。この参加型研修では机は使わない。模造紙と大型のポストイットとマジック（筆記具）が必要なだけで、後は参加者の「知恵」と「協力」です。グループに分かれ、部長も床に這いつくばって書き込むのですが、そういう光景を想像できるでしょうか。国際協力部の仕事で実力を示すという意味なら、部長も教官も専門官もない。教官だからという理由だけで重宝されることはなく、専門官も専門家になれるのです。

その証拠に、JICA は当時の国際協力総合研修所（現 JICA 研究所、市谷にある）で法整備支援の専門家養成研修を実施していましたが、その研修に専門官を必ず 1 名参加する。その養成研修では実際に途上国を訪れる。百聞は一見に如かずで、専門官も法整備支援の専門家になるという意識作りになります。私が知る限り、3 年は継続し、専門官 3 名がこの研修を受け、弁護士・企業法務職員・大学院生に混じりながら、いずれもリーダー格として役割を果たしていました。

こういう精神は、ICD ニュースの編集にも現れることになる。当時は、2002 年 3 月から隔月で約 180 ページ程度の資料や研究報告を出版することになった。隔月だと、受け取るほうは「また来た」という感覚に陥り、否が応でも国際協力部の存在感を意識せざるを得ないでしょう。そして、初代尾崎部長の方針で、教官はもちろん専門官も必ず 1 名は執筆し、それも編集後記といえどもすべての記事は個人名で書く。一人々々が責任を持って発言するという実践です。

また、2001 年 10 月、佐賀の「法の日週間行事」に国際協力部と ICCLC にお声がかかった。折から幹事役が佐賀地検で、当時は小津博司検事正に、榊原一夫次席検事です。両名とも法整備支援の良き理解者です。佐賀（肥前）は初代司法卿江藤新平の生誕地であり、その後も司法大臣には佐賀出身者が多い。西洋から学んで司法制度を整備したその日本が、今やアジア諸国への法整備支援を行っているのですから、その織り成す歴史と意義を見つめようというわけです。メインは、三ヶ月先生や毛利敏彦先生（中公新書「江藤新平」の著者）の講演でしたが、その前の 10 月 5 日にベトナム最高裁判所チュ・シュアン・ミン判事と共に訪問し、ベトナム司法制度と法整備支援の意義について話をする機会を得ました。こういう場面でも、ICCLC と国際協力部は、両者が一体となってそれぞれの役割を果たしていたことになります。

## 大阪でも唇齒輔車

2001 年 11 月 26 日、大阪の国際協力部勤務の辞令が出た。名実ともに大阪を拠点とする法整備支援の始まりです。しかし、JICA の国内支援委員会や各種の作業部会は東京で行われます。東京に事務所がある ICCLC と疎遠になるのかと思いきや、ここでも ICCLC が配慮してくれました。ICCLC の大阪窓口機関というか連絡員が置かれ、初代は松本茂雄氏でした。電話やメールではなく、膝突き合わせて話ができて、実に心強いものです。大阪を中心とするアジア・太平洋諸国の比較法制研究会では、ICCLC が中心ですし、国際協力部が行う研修でも、

将来の資料として保存するためには記録も必要になり、大学生や院生で法律に興味のある人をアルバイトに雇って法整備支援の理解者の裾野を広げようとなりました。そこでも ICCLC の協力が不可欠なのです。後に、ベトナム民事訴訟法の専門家チームの会合にも、毎回参加していただきました。

そして、拡張路線は続き、ADB と連携してフィリピン裁判官を対象とした研修も 2001 年から準備し、2002 年 6 月に実現することになる。JICA とは無関係の研修であるため、再び国際協力部と ICCLC で共同して渡航から宿泊、休日の行事までフル活動です。その時に書記官で参加した研修員が、その数年後に裁判官となり、日本で研究リサーチをすることになった。その際に、ICCLC の岡村泰孝理事長が快く推薦状を書いてくださるなど、研修員も大きな恩を受けています。ほぼ同時期にインドネシア支援の要請が来ました。日本と経済的に結びつきが強い国で、ICCLC 会員企業の関心も強く、JETRO との連携にも ICCLC は頼りになります。これを引き受けないと存在価値を問われるわけで、多少は無理しても 2002 年 1 月には事前調査団を組み、その後のインドネシア支援につながったのです。

このように、ICCLC と国際協力部（法総研）は、互いに協力し合えば、その効果は倍増します。背伸びして活動するほうが活気も出てきます。逆に、一方が他方に対する理解を怠れば、その効果は一気に減じる。消極的権限争いをして、相手に頼んでばかりいては、いずれ衰退する。まさに「唇齒輔車」の関係にあるのです。そして国際協力部は、日本の組織の常として必ず異動がある。数年もすれば陣容はガラッと変わってしまうでしょう。国際協力部出身者は、新たな職務に専念し、現職は経験者にいつまでも頼ってはいけないと思うでしょう。経験者の側も法整備支援に関わりたくても現職に遠慮するでしょう。そんなとき、ICCLC には以前に知り合った方々がそのまま残っていることに気付きます。ICCLC は両者を繋ぐ架け橋に違いないのです。

## 器の向上へ

最後に、「器を整える」のは、箱物としての意味なら簡単です。しかし、法務省の、法総研の、国際協力部の、そして ICCLC の、中身としての器、つまり法整備支援で言えば、開発途上国が是非とも日本の支援を受けたいと思うような「高品質のもの」を備えてこそ、器が整うのでしょう。人間に擬えて言えば、「人間の大きさ」とも言うべき「器」は整えなければならない。度量と言っても良いし、器量と言っても良い。その意味での「器」は、自己啓発、自己研鑽、協力者との切磋琢磨によって達成していくしかない。人間誰も未知のことには不安で自信を持てるものではない。自信は自らが行ってきた過去つまり経験にこそ持てるのです。道は歩いた後にできるというのと同じです。その過去という自信を日々築いていくことが重要です。頃安所長から求められたグランドデザインを描けずに国際協力部を後にした者として、そう思う今日この頃です。

語り出せば話は尽きません。特に、初代 ICCLC 伊藤会長については、インタビューという形でその考え方に接することができ、それ以前の講演や佐高信著「逆明利君」を読んで臨みました。私なりにインタビューを構成し直し、伊藤会長が直々に手を入れてくださり、写真

も取り入れた記事となり，その「人となり」を表すことができたと思っています（ICD NEWS 第7号・2003年1月発行参照）。「環境で人は変わる」という言葉どおりに，私もまた法整備支援という環境に身を置いて変わった一人であり，感謝しても感謝しきれないのです。